

平成 3 0 年 度

公の施設に係わる
指定管理者監査報告書

(みさかふれあい交流センター (みさかの湯))

(一宮健康増進施設 (ももの里温泉))

笛吹市監査委員

1 監査の対象

次に掲げる公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理状態についての監査

指定管理施設 みさかふれあい交流センター（みさかの湯）
一宮健康増進施設（ももの里温泉）

市 担 当 課 市民環境部 市民活動支援課

指 定 管 理 者 株式会社 富士急ビジネスサポート 代表取締役 柴田 泰

2 監査基準日・監査の範囲

平成 30 年 3 月 31 日現在における公の施設の指定管理事務

3 監査の実施日

平成 30 年 5 月 21 日 午前 10 時 30 分から

4 監査の方法

監査の対象となった公の施設に係わる指定管理に関する下記項目について、担当課長及び指定管理者から提出された資料に基づき説明聴取を行った。

- ① 指定管理者の概要
- ② 指定管理者にかかる基本協定書
- ③ 指定管理者にかかる平成 28 年度協定書
- ④ 平成 28 年度業務計画書
- ⑤ 平成 28 年度事業状況報告書（モニタリング用）
- ⑥ 平成 28 年度指定管理者チェックシート
- ⑦ 平成 28 年度業務報告書
- ⑧ 指定管理者にかかる平成 29 年度協定書
- ⑨ 平成 29 年度業務計画書
- ⑩ 平成 29 年度事業状況報告書（モニタリング用）
- ⑪ 平成 29 年度指定管理者チェックシート
- ⑫ 平成 29 年度業務報告書
- ⑬ 施設の指定管理における懸案事項及び問題点
- ⑭ 施設の利用状況
- ⑮ 施設の修繕及び備品の修繕業務の状況
- ⑯ 指定管理料出納簿（平成 28 年度・平成 29 年度）

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・事務事業が法、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・指定管理者の選定やモニタリング等において、問題が発生していないか。
- ・協定書等に基づく指定管理者の義務の履行は適切に行われているか。

6 監査の結果

現在の業務内容については、おおむね良好であると認められる。

なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。なお、担当課においては、指定管理者へ必要な指導を行うとともに、指定管理者についても適切な対応を図られたい。

7 指摘・要望事項

市民活動支援課

みさかふれあい交流センター(みさかの湯)	①	ここ数年の集客減少に伴い収益が減少しており、昨年度は収益が赤字となっている。これまでも集客増加の努力は行なっているとは思いますが、収益が黒字に転じるよう、市担当課と指定管理者が共に協力して、更なる PR 活動の展開等、創意工夫のある運営改善を図ること。
	②	施設の運営上で緊急性のある修繕に関して、市が負担すべき費用を指定管理者も承知の上で、指定管理者が負担をしている旨の報告がありましたが、基本的には協定書の内容を遵守した事業執行を行なうこと。 施設の性格上、施設利用者(来場者)への迷惑を最小限度に抑えるために、修繕に関しては緊急対応を要する場合があります。日頃から市担当課と指定管理者の間で情報を共有しながら、予算の確保や速やかな事業執行を行なうよう心掛けて下さい。
一宮健康増進施設(ももの里温泉)	①	収益の赤字が続いているため、これまでも収益を増やす努力は行なっているとは思いますが、赤字を少しでも減らすためにも、市担当課と指定管理者が共に協力して、更なる PR 活動の展開等、創意工夫のある運営改善を図ること。
	②	施設の運営上で緊急性のある修繕に関して、市が負担すべき費用を指定管理者も承知の上で、指定管理者が負担をしている旨の報告がありましたが、基本的には協定書の内容を遵守した事業執行を行なうこと。 施設の性格上、施設利用者(来場者)への迷惑を最小限度に抑え

		るために、修繕に関しては緊急対応を要する場合があります。 日頃から市担当課と指定管理者の間で情報を共有しながら、予算の確保や速やかな事業執行を行なうよう心掛けて下さい。
--	--	---

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により監査結果に基づき講じた処置の内容について平成 30 年度定期監査資料の中で報告をお願いします。